

猪名川町体育協会規約

第1章 名 称

第1条 本協会は、猪名川町体育協会という。(以下「本協会」という。)

第2章 事 務 所

第2条 本協会は、事務所を猪名川町スポーツセンター（猪名川町万善字十貫25-1）内におく。

第3章 目 的

第3条 本協会は、スポーツを振興して、心身の健全な発達と町民相互の親睦、明るく豊かな生活の育成に寄与することを目的とする。

2 スポーツとは、競技スポーツ及び生涯スポーツ<野外活動等を含む。>をいう。

第4章 事 業

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツに関する大会、講習会等の事業の実施、支援。
- (2) 上部団体への加盟及び実施する事業への協力。
- (3) 各種競技会への選手派遣。
- (4) スポーツに関する調査、研究及び情報資料の収集並びに宣伝・啓発。
- (5) スポーツ指導者の養成及び認定。さらに、指導力の強化を図る。
- (6) 加盟団体及び関係諸団体との連絡調整。
- (7) スポーツ関係功労者の表彰。
- (8) スポーツの普及・振興及び支援。
- (9) その他本協会の目的達成に必要な事業。

第5章 加盟団体及び会員

第5条 本協会は、次に掲げる加盟団体及び個人を会員とする。

- (1) 町内におけるアマチュアスポーツを各競技別に統括する団体。(競技団体)
- (2) 町内における学校体育団体。
- (3) 町内における生涯スポーツを統括する団体。(レクリエーション団体)
- (4) 町内における青少年スポーツ団体。(スポーツ少年団)
- (5) 本協会の目的、事業を賛助する団体又は個人。(会員)

第6条 本協会に加盟を希望する団体及び個人は、加盟申請書（様式1）及び必要書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 加盟団体及び個人は、毎事業年度、本協会の議決によって定める登録費を本協会に納めなければならない。

2 前条により認められた各加盟団体の個人は、毎事業年度ごとに会費を納めなければならない。

第8条 加盟団体及び個人が脱退しようとする時は、その理由を付して脱退届（様式2）を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 加盟団体及び個人が、第5条の資格を失った時、又は、本協会が会員として不相当と認めた時は、理事会の承認後脱退させる。

第6章 役員

第9条 本協会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事長 1名
- (5) 常任理事 3名
- (6) 理事 若干名
- (7) 専門委員 若干名
- (8) 監事 2名

2 本協会に、名誉会長、顧問、及び評議員を若干名おくことができる。

第10条 会長は、理事会で選出する。

2 会長は、副会長および会計を任命する。

3 理事長は、理事の互選により選出する。

4 常任理事は、各専門部長が就任する。

5 理事は、第5条第1号から第4号の団体からそれぞれ1名を選出する。

6 監事は、理事会の承認後、会長が委嘱する。

7 評議員は、加盟団体より加盟団体長を含め2名以上を選出する。但し、スポーツ少年団については6名以内とする。

8 会長は、名誉会長、顧問、専門委員を理事会の承認後委嘱することができる。

- 第11条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 理事長は、会務を掌理する。
 - 4 会計は、本協会の財務を執行する。
 - 5 常任理事は、常任理事会を組織して、本協会の会務を執行する。
 - 6 理事は、理事会を組織して、本協会の会務を執行する。
 - 7 専門委員は、本協会の会務に参画し意見を述べることができる。
 - 8 監事は、本協会の財務を監査する。
 - 9 顧問は、会長の求めに応じ、助言することができる。
 - 10 評議員は、会長の諮問に応じ、必要と認める事項について助言する。

- 第12条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

- 第13条 役員は、無給とする。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。

- 第14条 本協会の事務を処理するため、事務局を設け事務局員をおく。
- 2 事務局員は、会長が任免する。
 - 3 事務局員は、有給とし、設置について別に定める。

第7章 会 議

- 第15条 会議は、役員総会、四役会、常任理事会、理事会、専門部会とする。

- 第16条 全ての会議の定足数は、各会議における定員の過半数とする。
- 2 会議に出席できない場合は、事務局にあらかじめ書面か、電話連絡により表決するか、代理人として表決を委任することができる。

- 第17条 役員総会は、会長、副会長、会計、理事長、常任理事、理事、監事、及び評議員をもって組織する。
- 2 役員総会は、定期総会として毎会計年度終了後、2か月以内に開催する。役員総会は、会長が招集し、本協会の予算及び決算その他重要事項を審議する。また、理事会の承認後、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
 - 3 役員総会及び臨時総会は会長が招集し、統括する。

- 第18条 四役会は、会長、副会長、会計及び理事長をもって組織する。
- 2 四役会は、会長がこれを招集する。

第19条 常任理事会は、会長、副会長、会計、理事長及び常任理事をもってこれを組織する。

2 常任理事会は、会長が招集する。

3 常任理事会は、会長がこれを統括し、議事は多数決による。

第20条 理事会は、会長、副会長、会計、理事長、常任理事及び理事をもって組織する。

2 理事会は、会長が招集し、本協会の会務を審議する。

第21条 本協会に専門部会を設けることができる。すべての理事は、次の各部会に所属するものとする。

(1) 総務部会 協会運営の企画を行う。

(2) 事業部会 協会事業の運営を行う。

(3) 広報部会 協会事業の広報を行う。

2 専門部会では、常任理事が部長となる。

3 専門部会は部長が招集する。

第8章 会 計

第22条 本協会の会計は、次に掲げるもので支弁する。

(1) 登録費

(2) 会費

(3) 町又は公共団体から交付される補助金

(4) 事業収入

(5) 賛助金

(6) 寄付金

(7) その他

第23条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第24条 本協会の予算は、役員総会の決議により成立する。

2 決算は、会計年度終了後、監事の監査を必要とし、これを役員総会に報告してその承認を得なければならない。

第25条 加盟団体は、毎事業年度登録費及び会費を6月末までに納入しなければならない。ただし、賛助する団体又は個人は、この限りではない。

第26条 本協会の事業遂行上必要がある時は、理事会の議決後、特別会計を設けることができる。

第9章 補 則

第27条 本協会の規約は、役員総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更又は改正することができない。

第28条 本協会の規約の施行に関し、必要な事項の細則及び内規等は、理事会の議決後、会長が別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 7年 4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成10年 5月30日から施行する。
- 3 この規約は、令和 2年 6月15日から施行する。

(移行措置)

- 4 この規約の施行日の前日までに、旧規約の規定に基づいて行われた行為の取扱いについては、なお従前の例によるが、改正規約に関連した組織統合、役員体制の改革による組織改革は、施行日までに完了するよう速やかに、かつ円滑に移行できるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成15年5月31日から施行する。
- 2 この規約は、令和2年6月15日から施行する。